

中小企業に対する災害時融資制度により事業継続を支援したい

No.54

佐賀県

資金融資

支援の名称	<b>経営安定化貸付 (災害復旧資金)</b>
制度の趣旨・背景	災害により被害を受けた方が災害復旧する際必要となる事業資金を支援する融資制度です。
制度の内容	<p>○事業概要 特定の地域において、天災またはこれに準ずる災害で被害を受けたことにより経営の安定に著しい影響を受け、災害復旧を行おうとする中小企業者の皆様に対し、低金利の融資を行う制度となっています。</p> <p>○予算額（融資枠） 10億円</p> <p>○条件等 年利0.9%、貸付限度額6,000万円、貸付期間10年以内（据置2年）</p> <p>○実績 令和3年度 59件／1,079,620千円</p>
対象となる方	<p>○融資対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・客観的に事業を行っていることが明らかであること</li> <li>・県内に住居若しくは事業所を有する個人又は県内に本店若しくは事業所を有する法人であること</li> <li>・知事が認める特定の地域において、天災またはこれに準ずる災害で知事が認めるものによる被害を受けたことにより経営の安定に著しい影響を受け、その被害を受けたことについて当該事業所の所在地を区域とする市町長その他知事が必要と認めた者の証明を受けたこと</li> <li>・行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者は、その許認可等を得ていること</li> </ul>
問い合わせ先など	<p>○所管部署 佐賀県 産業労働部 産業政策課 TEL：0952-25-7093 E-mail：sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp</p> <p>○関連URL（佐賀県 中小企業金融制度のご案内） <a href="https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00327111/index.html">https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00327111/index.html</a></p>